



平川市プレミアム付飲食・交通券 よくある質問 Q & A

Q1. 飲食・交通券はいつからいつまで使えますか？

A1. 使用期間は、令和3年4月19日（月）から令和3年9月30日（木）までとなります。
期限を過ぎると使用できなくなりますので、ご利用の際はご注意ください。

Q2. 飲食・交通券はどこで使えますか？

A2. 市内の取扱店（使用可能店舗）で使用可能です。取扱店は、店頭などにステッカーを提示しています。
最新の取扱店の情報は平川市ホームページをご覧ください。

Q3. 飲食・交通券は本人しか使えないのですか？

A3. 飲食・交通券は購入された方、および生計を同一にする家族が使用できません。

Q4. 未使用の飲食・交通券の払い戻しは出来ますか？

A4. 払い戻し、返金対応はできません。使用可能期間内に取扱店でご使用ください。

Q5. 飲食・交通券を紛失してしまいました。

A5. 飲食・交通券の再発行はできませんので、大切にお取り扱いください。

Q6. 汚損した飲食・交通券の対応は？

A6. 交換はできませんが、次の条件を満たせばそのまま使用できます。
・通し番号が確認出来ること。
・ホログラムが確認できること。

Q7. 飲食・交通券を使用する際の上限金額はありますか？

A7. 上限金額はございません。まとめて使っていただけます。

Q8. 飲食・交通券は他の割引券との重複利用はできますか？

A8. 重複利用につきましては、各取扱店の判断で条件を設定している場合があります。詳細は各店舗にお問合せください。

Q9. 飲食・交通券で利用できるもの・利用できないものは何ですか？

A9. 【利用できるもの】

取扱店に対する飲食料金やタクシー、運転代行への支払いに利用できます。

【利用できないもの】

各取扱店の判断で使用対象外となるものを設定している場合があります。詳細は各店舗にお問合せください。

Q10. 飲食・交通券使用時にお釣りはできますか？

A10. お釣りは出ません。額面以上での利用時にご使用ください。

Q11. 期間内に転入し、平川市民となった場合でも飲食・交通券は買えますか？

A11. 購入できます。商工会または平川市商工観光課窓口で購入申請書（転入者用）を直接入手のうえ、飲食・交通券をお買い求めください。

Q12. 飲食・交通券購入時に領収書は発行されますか？

A12. 領収書の発行は行いませんので、あらかじめご了承ください。

Q13. 平川市内でアルバイトまたはパートで働いている者も飲食・交通券を購入できますか？

A13. 購入できます。商工会または平川市商工観光課窓口で購入申請書（在勤者用）を入手のうえ、飲食・交通券をお買い求めください。
※様式はHPにも掲載しております。

Q14. 購入申請書（在勤者用）により飲食・交通券を購入する際、身分証明書は何を提示すればよいですか？

A14. 社員証、ネームプレート、名刺ほか事業所が発行したもので市内事業所に勤務していることが分かるものを提示してください。
なお、社員証等を掲示できない場合は、申請書の勤務先欄に事業主の押印がされたもので代用可能です。

Q15. 飲食・交通券購入時に電子マネーやクレジットカードは使用可能ですか。

A15. 飲食・交通券購入は現金のみとなります。

Q16. その他禁止事項について

A16. 禁止事項は以下のとおりです。

- ・ 飲食・交通券を他人に売却すること
- ・ 飲食・交通券を偽造・複製すること
- ・ その他本事業の目的に相反する行為を行うこと。

